別記様式

年 月 日

北海道知事 様

（（総合）振興局建設指導課）

申出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

昇降機に係る定期報告の基準月変更申出書

このことについて、次のとおり昇降機に係る定期報告の基準月の変更を申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １ 建築物の所在地 |  |
| ２ 建築物の名称 |  |
| ３ 昇降機の概要 | ・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機 （ 号機） |
| ４ 現在の基準月 | 月 |
| ５ 変更後の基準月  として希望する月 | 月 |
| ６ 基準月の変更を  申し出る理由 |  |

注 １ 所有者と管理者が異なる場合は、管理者が申し出てください。

２ 申出書は、必ず１台（基）ごとに提出してください。

※ 以下は、申出の際には記入しないでください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （総合）振興局受付欄 |  | | | | | | | | | | | | |
|  | 変更後の基準月は、 月とします。  ※（総合）振興局記載 | | | | | | | | | | | | |
| 整理番号 |  |  |  |  |  |  | － |  |  |  |  |  |

2022.12.20 （一財）北海道建築指導センター

　　特定行政庁北海道における

別添「留意事項等」

昇降機の定期報告に係る基準月の変更手続きについて

昇降機の定期報告の基準月について、報告義務者に負担となっている場合は変更することができるようになったので、変更手続きにあたり以下のことにご留意ください。

1.基準月の変更が認められる場合（例）

次のような場合は、所定の変更手続きにより基準月の変更を行うことができます。

・ひとつの建築物につき複数台の昇降機が設置されている場合で、報告月がばらばらであることから所有者や検査者の負担が大きいため報告時期を１度にまとめたいとき

・季節営業の施設において、閉鎖期間中の基準月に点検を行うことが困難であるとき

・大規模施設に設置された複数台の昇降機について、営業時間が長いこと、障がい者の利用が多いことなどのため、すべての昇降機について一斉に点検を行うことが困難であるとき

2.基準月変更の手続きに関する留意事項

* 1. 変更申出の際は、申出書を建築指導センターへ１部提出してください。当方から北海道（（総合）振興局）へ提出し、承認された写を検査会社・保守管理会社へ返送します。この写の受理をもって手続きは完了です。
  2. 変更手続きは、必ず定期報告書の提出前に完了してください。定期報告書との同時提出は認められません。北海道の判断により変更が認められない場合がありますのでご注意ください。
  3. 「新設物件」及び「新規契約物件」の保守管理実施に際しては、予め基準月の確認を徹底して定期報告実施の計画を立ててください。事前に検討考慮せず、後になって安易な変更は認められません。基準月が不明の場合は当方へ照会ください。従前の基準月による実施を検討し、当該月の定期報告実施に困難があるかについて慎重に確認してください。
  4. 申出書の「基準月の変更を申し出る理由」欄には、現在の基準月では定期報告の円滑な実施が難しい理由を具体的に記入してください。
  5. 申出書の提出は、令和５年１月から開始します。これにより変更された基準月は、令和５年度定期報告から適用になります。

その他、ご不明の点がありましたら当センターへご照会願います。